

ID: 3047

担当部署: 総務課

|                     |  |                |            |
|---------------------|--|----------------|------------|
| <b>処分の概要</b>        | 保安教育計画の認可及び変更認可  |                |            |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 火薬類取締法 第29条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)  |                |            |
| <b>法令番号</b>         | 昭和25年法律第149号   |                |            |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第29条の規定による。<br/>(保安教育)</p> <p>第29条 製造業者又は販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 経済産業大臣又は都道府県知事は、保安教育計画が前項の経済産業省令で定める保安教育の基準に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>3 製造業者又は販売業者は、第1項の認可を受けた保安教育計画を忠実に実行しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定により指定された者について準用する。</p> <p>6 消費者(第4項の規定により指定された者を除く。)及び火薬類の運搬の業を営む者は、その従業者に火薬類による災害の発生防止に必要な教育を施さなければならない。</p> |                |            |
| <b>標準処理期間</b>       | 30日  |                |            |
| <b>備考</b>           |  |                |            |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年12月28日   | <b>最終変更年月日</b> | 令和5年10月31日 |